

議案第 83 号

三朝町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 30 年 12 月 10 日

三朝町長 松 浦 弘 幸

三朝町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

三朝町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和45年三朝町条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(定員) 第 2 条 団員の定数は、 <u>330 人</u> とする。	(定員) 第 2 条 団員の定数は、 <u>354 人</u> とする。

附 則

この条例は、平成 31 年 5 月 1 日から施行する。